

新居浜市広瀬歴史記念館運営協議会 会議録

- 1 日 時 令和5年8月30日（水）10時00分から12時00分まで
- 2 場 所 新居浜市広瀬歴史記念館（展示館及び旧広瀬邸）
- 3 出席者
 - (1) 委員 7名 河野 義知 会長、加藤 三香子 委員、合田 定子 委員、吉村 卓代 委員、明星 みさ子 委員、近藤 英之 委員、高田 佳幸 委員
 - (2) 事務局 3名 新居浜市 企画部 別子銅山文化遺産課 石川 同課 広瀬歴史記念館 土岐、竹林
- 4 傍聴者 1名
- 5 次 第
 - (1) 開会
 - (2) 資料の確認
 - (3) 議題
 - ア 会長及び副会長の選出について
 - イ 展示館及び旧広瀬邸について
 - (ア) 改正博物館法への対応
 - (イ) 重要文化財建造物及び名勝の保存に向けた取組
 - ウ 令和5年度特別企画展の開催について
 - エ その他
 - (4) 旧広瀬邸の観覧
 - (5) 閉会
- 6 会議録

司 会	これより新居浜市広瀬歴史記念館運営協議会を開会いたします。 司会進行は私、新居浜市広瀬歴史記念館 館長 土岐が次第に沿って進めさせていただきます。
司 会	<p>本日、御出席いただきました本協議会の7名の委員の皆様につきまして、御紹介させていただきます。お配りしております資料3を御覧ください。</p> <p>まず、中萩小学校校長 加藤三香子様、新居浜文化協会 副会長 合田定子様、新居浜商工会議所 総合企画部 担当部長 吉村卓代様、一般社団法人 新居浜市観光物産協会 明星みさ子様、新居浜市PTA連合会 副会長 近藤英之様、住友化学株式会社 愛媛工場 総務部（総務）チームリーダー 高田佳幸様、愛媛県立新居浜南高等学校 教諭 ユネスコ部顧問 河野義知様です。</p> <p>中萩中学校校長 矢野雅士様、新居浜市連合自治会 理事 田中政男様につきましては、所用のため御欠席となっておりますことを御報告いたします。</p> <p>次に、事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>新居浜市企画部別子銅山文化遺産課 石川課長、館長 土岐、副館長兼管理係長 竹林でございます。</p> <p>本日は、会議の傍聴者が1名いらっしゃいます。</p> <p>なお、会議は2時間の予定でございますが、前半1時間はこちら（展示館）で会議を開催し、残りの1時間は展示館及び旧広瀬邸を御案内させていただくことといたしておりますので、よろしく願いいたします。</p>
司 会	<p>次に、お配りしております本日の資料の確認をお願いいたします。</p> <p>資料1 次第</p> <p>資料2 新居浜市広瀬歴史記念館運営協議会規則（令和4年規則第34号）</p> <p>資料3 新居浜市広瀬歴史記念館運営協議会委員名簿</p> <p>資料4 (1) 改正博物館法への対応 (2) 重要文化財建造物及び名勝の保存に向けた取組</p> <p>資料5 令和5年度特別企画展の開催について</p> <p>資料6 新居浜市広瀬歴史記念館（展示館及び旧広瀬邸）観覧リーフレット及び冊子「広瀬邸と庭園のなりたち」</p> <p>でございます。</p>

	資料の不足がございましたら、お申し付けください。よろしいでしょうか。
司 会	まず、議題1「会長及び副会長の選出について」でございます。 資料2の新居浜市広瀬歴史記念館運営協議会規則第4条第1項の規定により、本協議会に会長及び副会長を互選により置くこととされております。 原則的には、自薦及び他薦でお願いいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。 (合田委員挙手) 合田委員、お願いいたします。
合田委員	愛媛県立新居浜南高等学校 ユネスコ部顧問の河野義知先生を推薦いたしたいと思っております。
司 会	ただ今、合田委員より御推薦いただきました河野委員に会長をお願いできればと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。(一同異議なし)
司 会	それでは河野委員に会長をお願いしたいと存じます。 次に、河野会長から副会長の御指名をお願いいたします。
会 長	矢野委員に副会長をお願いしたいと思っております。
司 会	会長から御指名がございましたので、本日欠席ではございますが、矢野委員に副会長をお願いしたいと存じます。 ここで会長から一言御挨拶をお願いいたします。
会 長	愛媛県立新居浜南高等学校でユネスコ部の顧問をしております河野義知と申します。 ユネスコ部の前身の情報科学部が1999年にスタートして、2010年に本校がユネスコスクールに認定されました。それを受けて2011年に情報科学部からユネスコ部に名称変更いたしました。1999年から別子銅山の学習を始めて今年で25年目になります。 保護者や地域の方々に支えられ、子どもたちを成長させていただき、今、地域でも活躍してくれている生徒たちもいます。長年支えをいただきまして、私は来年還暦を迎えますが、ラストスパートということで、皆様のお力になればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
司 会	ありがとうございました。 議題の続きに戻る前に、新居浜市広瀬歴史記念館運営協議会規則第5条第2項の規定により、5名以上の委員の本会議への御出席によりまして、会議が成立しておりますことを御報告申し上げ、これから会長に議事進行をお願いしたいと存じます。
会 長	それでは、お手元の次第に基づいて議事に移りたいと思っております。 議題2「展示館及び旧広瀬邸について」、改正博物館法への対応と重要文化財建造物及び名勝の保存に向けた取組の件を一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	まずは、お手元の資料4(1)を御覧ください。 1ページ目に愛媛県教育委員会(以下「県教委」という。)からの通知文を添付しています。当館は、項目2の「旧博物館法第29条の指定を受けている施設(博物館相当施設)」に該当し、改正法施行日以降、指定施設とみなされております。ここで簡単に指定施設とは何かということについて御説明いたします。 指定施設とは、博物館法(昭和26年法律第285号)に基づき、登録博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料、職員、施設、事業内容等の審査を経た上で、博物館に相当する施設として指定されたものを指します。 資料に記載のように「みなし指定施設」と呼ばれますが、令和10年3月31日までに改正後の博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)第24条第1項の要件を備えている旨の確認を受けるよう努めなければならないとされておりますので、2ページ目の審査基準要項、3ページ目の指定申請提出書類に基づいて、県教委に書類を提出して審査を受ける流れとなっております。

	<p>ここで、4ページ目の資料を御覧いただくと分かりやすいのですが、まず左の方から本年3月31日まで当館は、改正前の法上の博物館相当施設でした。そして、本年4月1日から「みなし指定施設」という取扱いとなり、そこから矢印を下に下がり、新省令上の要件確認の資料提出という箇所がありまして、県教委の確認を経て、要件を満たす場合には、改正後の法上の指定施設となることができます。</p> <p>法改正前まで博物館相当施設でしたので、以後もこれと同等のものとして、指定施設として管理運営できるよう必要な手続を進めているところです（県教委と調整して本年9月までに手続を完結することとし、現在、各種資料データを事前提出して確認を受けております。）。</p>
会 長	ただ今事務局から説明のありました内容につきまして、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願ひします。
高田委員	申請して指定された後も、実態は何も変わらないですよ。
事務局	はい。現指定が平成11年9月22日付けですが、その更新というイメージで捉えていただくと分かりやすいのではないかと思います。
会 長	その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 続きまして「重要文化財建造物及び名勝の保存に向けた取組」について説明をお願いします。
事務局	<p>御説明いたします。</p> <p>お手元の資料4（2）のうちA3版資料は、広瀬歴史記念館及び広瀬公園全体の図面です。青線で囲まれた区域は、国の重要文化財に指定されている建物です（旧広瀬邸の全ての建物ではなく、主な建物になります。）。赤線で囲まれた区域は、国の名勝に指定されている範囲で、展示館については名勝の指定範囲外となっております。</p> <p>続いてA4版資料を御覧ください。</p> <p>まず1点目「広瀬邸の成り立ち（概要）」について、簡単に触れさせていただきます。</p> <p>広瀬公園の中で、最も早くに整備されたのが亀池です。幕末、住友家が別子銅山で働く人たちの食糧確保のため、上原一帯を新田開発しようとしてつくられた灌漑用の溜池になります。しかし、その新田開発は失敗に終わり、明治7年、広瀬幸平が上原の土地を茶畑として開発したいと住友家に申し出て、現在の広瀬公園よりもさらに広い土地を住友家から拝領しました。</p> <p>煎茶事業が本格化する中、もともと広瀬邸は、現在の久保田町の金子小学校付近の公衆浴場がある場所にありました。そして、明治18年より久保田から邸宅の移転を開始することとなり、母屋を含めた大部分の建物を移築、新座敷を新築しました。</p> <p>竣工が近づいた明治23年、別子開坑200年祭が新居浜で開催された折、当時の住友家の13代目の家長（御当主）が広瀬邸に宿泊されております。その後、明治31年に広瀬幸平の古希祝いが広瀬邸で開催されるのに先立ち、亀池周辺が整備されました。亀池の南西隅に唐津神社を新築するほか千歳島（中之島）の築造等が行われました。この古希祝いは、池に船を浮かべたり、打ち上げ花火をしたりして盛大に開催されたそうです。その頃から亀池周辺は、一般に開放されており、その流れで現在もいわゆる公園として開放されている区域となっております。</p> <p>明治40年頃、後に南庭として整備される敷地は、旧角野村の区域内にあり、隣接する内庭と母屋・新座敷のある敷地の途中で旧中萩村との村境になっていました。この村境の村道が狭く、勾配が急で荷車等が通行しにくかったため、村道を拡幅したい角野、中萩両村と邸宅の庭を拡張したいという思いのあった広瀬家、両者の思惑が合致して村道を付け替え、現在の旧広瀬邸の南側にある市道となっております。</p> <p>新しい道は広瀬家が土地を提供し、旧村境の村道の払下げを受けた結果、明治末期から昭和初期にかけて（主として大正時代）、南庭周辺が拡張・整備され、その中で、馨原文庫や靖献堂といった建物も建築されていきまし</p>

た。

昭和43年、愛媛県の名勝「広瀬公園」に指定されました。A3版資料(図面)に記載の現在の名勝指定範囲と同様、赤線で囲まれた区域になります。

昭和45年、広瀬家から土地及び建物(広瀬邸、亀池等)を本市に譲渡いただき、昭和48年、桃山学院短期大学が現在の新居浜市高齢者生きがい創造学園の敷地に開校したことを受け、土地及び建物の所有権が同大学に一時移転しております。

平成4年、同大学が閉校・撤退した後は、同園が開校し、所有権が本市に移転しております。

こちらの展示館の敷地は、平成6年まで広瀬家が所有しておりましたが、本市に譲渡いただき、そこでこの広瀬歴史記念館が平成9年に開設されて以降、現在のような形で管理運営を行っております。

そして平成15年、明治時代に建てられた母屋、新座敷等の主要な建物その他附(ついたり)を含む10棟(青で囲まれた建物)が国指定の重要文化財「旧広瀬家住宅」に指定されました。

平成30年には、愛媛県指定の名勝「広瀬公園」が国指定の名勝「旧広瀬氏庭園(赤で囲まれた範囲)」となり、現在に至っています。

次に2点目「近年の事業(文化庁補助事業)」について、令和2年度から重要文化財及び名勝の保存整備に向けた取組を開始しております。

旧広瀬邸については、重要文化財及び名勝が一体となっていることから、令和2年度から令和3年度にかけては、重要文化財建造物及び名勝の保存活用計画をそれぞれ策定しました。合わせて、重要文化財建造物(青で囲まれた10棟を対象とする)耐震診断を実施しました。

令和4年度は、名勝(いわゆる重要文化財に指定されていない建物9棟を対象とする)耐震診断を実施しました。

次に、3点目「今後の予定(文化庁補助事業)」について、重要文化財が旧広瀬邸の中心となりますので、重要文化財建造物の調査工事(耐震補強を含む修理工事の設計)を今年度以降に実施して参ります。

名勝については、来年度以降の要望事項になりますが、緊急性や優先度の高いものから順次着手していきたいと考えています。事務局としては、「南煉瓦塀の耐震対策を含む修理工事」と「(亀池の南西隅に位置する)唐津神社の経年劣化に伴う修理工事」を想定しております。

その他、亀池周辺については、高木剪定、園路補修等を進めたいと考えており、重要文化財関係事業を進めながら、可能などころから名勝の整備についても事業を進めていきたいと存じます。

会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今事務局から説明のありました内容につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。(特になし)</p>
会 長	<p>続きまして、議題3「令和5年度特別企画展の開催について」も説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料5を御覧ください。</p> <p>令和5年度特別企画展は、(まだ仮題の状況ですが)五代友厚と広瀬幸平というテーマで開催したいと考えております。</p> <p>五代と広瀬は、明治維新後の未熟な民間資本を育成するため、大阪商法会議所や大阪株式取引所のほか大阪製銅会社等の諸会社を設立しました。また、五代は、海外との直接貿易を目的に、賛同する広瀬ら大阪財界の力を結集して関西貿易社を設立し、その第一歩として北海道の産物を中国へ輸出しようとした。しかし、明治14年開拓使官有物払下げ事件に巻き込まれ、新聞報道の誤報により批判を一身に浴び、弁解することなく明治18年に亡くなってしまいました。</p> <p>本企画展では、国益を目指した五代と広瀬のつながりと、五代が広瀬にあてた広瀬家文書に残っている弁明書状等を中心に払下げ事件の真相について御紹介したいと考えているところです。</p>

	<p>なお、大阪市立大学（五代が開学の祖）同窓会の方が中心となって働きかけたことによって、官有物払下げ事件に関する教科書（高校日本史）の記述が一部改訂されたことも御紹介したいと存じます。</p> <p>会期は、令和5年11月25日（土）から令和6年2月4日（日）まで、会場は、新居浜市広瀬歴史記念館展示館（企画展示コーナー）です。</p> <p>主な展示資料は、（現在検討中ですが）五代あてに広瀬が送った忠告書や五代から広瀬へ自分は潔白であるといった内容の書状が残されておりますので、住友史料館に所蔵されているこれらの書状を中心に、五代や広瀬について御紹介したいと考えております。</p> <p>関連事業としては、ここ数年間、開催を見送ってきた住友史料館の末岡先生による記念講演会、旧広瀬邸を中心に賑わう台所喫茶店を今年度から復活させる予定であります。</p>
会 長	<p>ただ今事務局から説明のありました内容につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。</p>
会 長	<p>いつも困難な状況で本当に大変だということが分かります。お話がありました歴史的な新しい事実で教科書が改訂というのが非常に大きいことだと思います。</p> <p>私ども高校生は、台所喫茶店の際にガイドの経験をさせていただいておりますので、そういった形でお手伝いできればと思います。</p>
会 長	<p>議題4「その他」の事項で、委員の皆様から何かございませんでしょうか。（特になし）</p> <p>それでは事務局に戻します。</p>
司 会	<p>会長、議事進行ありがとうございました。</p> <p>休憩を挟みましてこの後、旧広瀬邸を御案内させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>（7名の委員 旧広瀬邸観覧後12時閉会）</p>